

# 東京都写真美術館の撮影利用に関する取扱い要綱

平成18年1月5日 館長決定

平成28年4月1日 一部改正

## (目的)

第1 この要綱は、東京都写真美術館（以下、「館」という。）の商業利用を目的とする撮影等に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要綱において、「撮影等」とは、館内における映画、テレビドラマ、グラビア撮影等をいう。

## (撮影利用可能場所)

第3 1階屋外壁周辺、1階エントランス・ロビー、2階エントランスその他とする。なお、展示室内は写真作品保護のため禁止とする。

## (撮影利用可能日及び時間帯)

第4 東京都写真美術館条例施行規則第1条に定める休館日の午前10時から午後6時までを原則とする。

## (撮影料金)

第5 撮影料金は、3時間まで50,000円（基本料金 消費税別）とし、延長の場合は1時間ごとに10,000円（消費税別）とする。

※利用者は、撮影料金を当日までに納付しなければならない。

## (利用の不承認)

第6 次の項目のいずれかに該当するとき、または展覧会等の催事に支障があるときは承認しない。

- (1) 館の設置目的を逸脱する恐れがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序または善良の風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (3) 館の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- (4) 館の施設または設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (5) その他、館の施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

## (注意事項)

第7 撮影にあたっては、以下の注意事項を遵守すること。

- (1) 撮影開始前・終了後は当館係員の指示に基づき、入場許可・終了確認を受けること。なお、撮影時は担当者を必ず常駐させること。

- (2) 撮影に際しては、他の利用者の迷惑にならないよう注意すること。
- (3) 撮影に関するすべての作業で、当館施設や作品等を破損および汚損し、特別に修理・清掃が必要となった場合には、一切の責任を負い、現状復帰すること。
- (4) 撮影に要する照明は、原則としてバッテリー等の機材を準備すること。
- (5) 館内での飲食・喫煙は、禁止とする。
- (6) 火災及び地震等の緊急事態発生時は、館の管理者の指示に従うこと。
- (7) 撮影等により生じたゴミ等は持ち帰ること。
- (8) 出版等表現する場合には、必ず「撮影協力・東京都写真美術館」等のクレジットを表記するとともに、記録保存のため、必ず成果物を東京都写真美術館に1部収めること。

#### (防火管理上の注意事項)

第8 撮影にあたっては、以下の防災管理上の注意事項に遵守すること。

- (1) 消火栓および消火器等の前に機材を置かないこと。
- (2) 天井等に設置してある、熱感知器・スプリンクラー等の下に、高熱を発する照明機材等を置かないこと。
- (3) 防火戸や防火扉を常時開放としないこと。
- (4) 常に避難経路を確保することとし、通路等を機材でふさがないこと。
- (5) 一般通行者の支障とならないよう周囲の状況に配慮し、見物客等のたまりや捌きを管理すること。
- (6) 火災や事故が発生した場合は、すぐに中央監視室に連絡をとり、防災活動に協力すること。
- (7) 撮影主体者の責めによる火災や事故で東京都写真美術館内の備品や施設を破損または人的な損傷が発生した場合は、すべての賠償責任を負うこと。

#### (申込・承認手続き)

第9 申込は撮影希望の2週間前までに別記様式「東京都写真美術館撮影申込書」を館に提出する。  
館は調整・審査を行い、撮影承認の可否を申請者に連絡する。

#### (撮影料金の不返金)

第10 撮影料金の入金後、使用者側の事情により撮影を取り消す場合は、原則として撮影料金は、返金しないものとする。

#### (撮影等の中止)

第11 館長は申請者が第8条及び第9条に定めた注意事項を守らない場合、または撮影内容が申請と異なる場合には、撮影の中止を命じ、以後もその者に対して撮影を禁じることができる。

(附 則) この要綱は、平成18年1月5日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。